

商法

次の【設問】の(1)、(2)の両方に答えなさい(配点は53:27)。解答に際しては、適宜、条文を挙げる。解答用紙は、表面(30行)のみを使用すること。

【設問】

甲株式会社(以下、「甲社」という。)は、公開会社であるが、上場会社ではない。甲社は、種類株式発行会社ではないが、取締役会設置会社であり、監査役設置会社である。甲社の発行済株式総数は1万株である。

甲社の取締役はA、BおよびCであり、代表取締役はAとBである。また、監査役はDである。Aが甲社の発行済株式の6,500株、Bが2,500株、CとDがそれぞれ500株ずつ保有している。

Bは、入退院を繰り返していたAに無断で、自分の友人であるEに、第三者割当てによる募集株式の発行を行うことにした。Bは、実際には甲社の取締役会が開催されていないのに、募集事項の決議があったかのように議事録を作成し、所定事項の公告を行い、令和4年4月26日、Eを引受人とし、1株当たりの払込金額を5万円として2,000株を発行し(以下、「本件新株発行」という。)、同日、本件新株発行に関する登記を行った。

Eが本件新株発行の払込みに充てた1億円の金銭については、実はEにそれだけの資力がなかったため、甲社が同額の金銭をEに貸し付けた上で払込みをさせた(以下、「本件金銭貸付け」という。)。なお、甲社には貸付けについて取締役会決議を要する旨の内規はなく、本件貸付けはBの独断で行われた。本件新株発行後、BはEに頼まれ、甲社を代表して、Eの債務を免除している。

- (1) 本件新株発行の効力につき、Cは争いたいと考えている。令和4年10月2日において、Cが会社法上、いかなる手段を取ることができるか、そこでの主張が認められるか否かを、解答しなさい。なお、本件新株発行の払込金額は公正な金額であったとする。
- (2) 本件新株発行に関連して、E及びBは甲社に対して、会社法上、どのような責任を負うか、解答しなさい。

(80点)